

VIII 教育職員免許状

教育職員免許状

大学を除くすべての国公立、私立学校の教員となるためには教育職員免許状が必要です。本学で取得できるのは高等学校教諭、中学校教諭及び特別支援学校教諭の免許状です。

高等学校、中学校の免許状は教科《国語・社会・地理歴史・公民・理科・数学・英語等》別になっており、学部・学科の専攻分野に対応した教科の免許状が取得できます。免許状を取得するには、教育職員免許法に定められた所要の単位を修得する必要があります。

5月に開催する「教職課程オリエンテーション」に必ず参加する必要があります。

「取れるものなら免許は取っておこう」といった気持ちでは、教員になることはおろか、教育実習の現場に立つことすら学校現場から拒否されることもあります。

なお、中学校免許状取得には介護等体験が必要です。詳細は「(3) 介護等体験」を参照してください。

(1) 単位の修得

単位は「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「教職に関する科目」に区分され、それぞれ必要な単位を修得しなければなりません。

「教科に関する科目」の単位は所属学部又は他学部で開講している授業科目の中から、これに対応する科目の単位を修得してください。

「教科又は教職に関する科目」については、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要単位数を超えて修得した場合、その単位を当該単位として算定します。

「教職に関する科目」の単位は教育学部で開講している授業科目の中から、指定された科目を履修し、修得してください。(配当は2回生から)

特別支援学校教諭の免許状を取得するには、中学校あるいは高等学校教諭免許状取得に関する科目に加え、教育学部で開講している特別支援教育に関する科目を履修し、所要の単位を修得しなければなりません。(配当は2回生から)

なお、全ての免許状教科に共通して「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のほかに、全学共通科目から「日本国憲法」2単位、「体育」3単位以上【(運動科学、体力医科学、健康科学(平成24年度履修分から認定)又は運動医科学(平成24年度履修分から認定)から1科目とスポーツ実習(ⅠA・ⅠB・ⅡA又はⅡBの中から1科目)の両方とも必要)】、「外国語コミュニケーション」2単位(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語のⅠ又はⅡ)及び「情報機器の操作」2単位(対応授業科目については、所属学部に確認すること。)を修得する必要があります。

なお、入学年度に関わりなく教育学部で開講の「民族と教育」、「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」、「同和・人権教育論」を履修しておくことを推奨します。

また、免許状用の科目(単位)が所属学部の卒業に必要な単位と重複できる場合もありますので、所属学部で確認してください。

(2) 教育実習

教育実習は「教職に関する科目」として必修になっています。

教育実習は、3回生までに教科教育法などの教職科目を修得済みでないと参加できません。

教育実習は出身中学校・高等学校で受け入れていただいで実施します。

教育実習は「実習に係る事前指導及び事後指導(いずれも講義)並びに中・高等学校で行う実習(中学校免許状4週間・高等学校免許状2週間)からなっています。

教育実習参加についての説明会は3回生時の4月、実習に係る事前指導は4回生の4月中旬から5月上旬に、また事後指導は、教科別に10月下旬から12月上旬の間に行います。教育職員免許状取得希望者は必ず説明会に参加し、また事前指導を受けたうえで教育実習に参加してください。なお、教育実習の総括として教科別事後指導を実施しますから、同様に参加してください。いずれの日程についても掲示で周知しますので、各自で確認し、見落とさないでください。

教育実習に参加できるのは、学部4回生（平成12年度学部入学者からの中学校免許状の取得希望者は3回生からでも可能な場合があります。）、大学院学生又は本学卒業の科目等履修生で、「教科に関する科目」はもちろんのこと、「教職に関する科目」の教職教育論（比較教育学，教育学概論Ⅰ，教育人間学Ⅰ）から1科目，教育心理学（比較教育制度論，教育社会学概論Ⅰ，教育行政学概論Ⅰ・Ⅱ，教育学概論Ⅱ）から1科目，教育課程論，道德教育論，特別活動の理論と実践，教育方法論，授業心理学（生徒指導論，生徒指導の精神と具体的方策，教育相談）から1科目，のうち，5科目以上と各教科教育法を1科目以上修得済みであること。

全学共通科目から「日本国憲法」「運動科学，健康科学（平成24年度修得分から認定）又は体力医科学，運動医科学（平成24年度修得分から認定）とスポーツ実習」（講義と実技両方必要）「外国語コミュニケーション」（英，独，仏，中，露の各語学のⅠ又はⅡ）「情報機器の操作」（所属の学部を確認）

さらに教育学部専門科目の「民族と教育」「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」「同和・人権教育論」の3科目のうち1科目以上を履修すること。

また，申請に当たっては，当該年度に実施される学生定期健康診断を必ず受検してください。胸部レントゲン検査についても省略せずに受検してください。麻しんの抗体検査も教育実習実施までに行ってください。（P18・35参照）

さらに事故対策としての保険「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）と「学研災付帯賠償責任保険」（学研賠）に加入してください。（担当：学務部学生課厚生掛）（P36～39参照）

（3）介護等体験

中学校教諭免許状取得希望者については，特別支援学校で2日間と社会福祉施設等（保育所を除く）で5日間，合計7日間の介護等体験を行うことが，平成10年度入学者から義務づけられています。

京都大学では2回生から介護等体験の実施が可能ですが，原則として学生の出身都道府県で行うことになっています。しかし，都道府県によって所管する教育委員会・社会福祉協議会等の対応が異なり，出身都道府県で実施できない場合もあります。

介護等体験についての制度や申請方法等については事前指導及び説明会を実施（4月中旬，10月中旬）し，その後申込調査票を受付けます。（翌年度体験実施者に対する事前指導説明会を10月中旬に行います）

なお，申請手続きは大学が窓口になり，まとめて行うことになっていますので，学生個人では申請できません。説明会の開催の日程は掲示で周知しますから見落としのないよう注意してください。（P18・35参照）

また，申請に当たっては，当該年度に実施される学生定期健康診断を必ず受検してください。胸部レントゲン検査についても省略せずに受検してください。

さらに事故対策としての保険「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）と「学研災付帯賠償責任保険」（学研賠）に加入してください。（担当：学務部学生課厚生掛）（P36～39参照）

（4）教育職員免許状の授与申請

教育委員会への免許状申請は，学部ごとに一定の様式に従ってまとめて行います。その手続きについて

は、例年10月頃に各学部から掲示が出されますので、卒業予定者は見落としのないように注意してください。課程認定の関係で個人申請になる場合もあります。

(5) その他の資格取得

本学では教育職員免許状のほかに社会教育主事、博物館学芸員、図書館司書、学校図書館司書教諭となる資格の取得に必要な授業科目を文学部・教育学部等において開設しています。資格取得希望者は各自の所属学部にて照会し、その取得方法について確認してください。

(6) 教育職員免許状取得までの道筋（一般的事項）

1 回生（2～4は全学共通科目）

1. 5月に開催される教職課程オリエンテーションに参加すること
2. 日本国憲法
3. 体育科目（運動科学、体力医科学、健康科学、又は運動医科学から1科目とスポーツ実習）
4. 外国語コミュニケーション（英、独、仏、中、露のⅠまたはⅡ）
5. 情報機器の操作（所属の学部で対応授業科目を確認）
6. 教科に関する科目（所属の学部で対応授業科目を確認——1回生配当がある場合）

2 回生

1. 教科に関する科目（所属の学部で対応授業科目を確認）
2. 教職に関する科目（教育学部）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）の実施
4. 1回生の2～5の科目で取得できなかった科目

3 回生

1. 教科に関する科目（各自の所属の学部等）
2. 教職に関する科目（教育学部）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）の実施（2回生で実施しなかった場合）
4. 教育実習Ⅰの実施（中学校教諭免許状取得希望者で、3回生、4回生に分割して教育実習行う場合）
5. 教育実習説明会（4月中旬）に参加
6. 教育実習内諾申請（各自の出身校）——説明会終了後行う
7. 教育実習申請（10月上旬）

4 回生

1. 教科に関する科目（未修得の場合）
2. 教職に関する科目（未修得の場合。ただし、教科教育法は3回生までに履修すること）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）の実施（まだ実施していない場合）
4. 教育実習事前オリエンテーション（全体・教科別）4月中旬～5月上旬
5. 教育実習Ⅱ又はⅠ・Ⅱの実施（4月下旬～11月上旬）
〈教育実習Ⅰについては、中学校教諭免許状取得希望者は必修〉
6. 教育実習 各教科別事後指導（全体の実習終了後行う）
7. 教育職員免許状授与一括申請（10月～1月）
8. 教育職員免許状交付（3月卒業時）

免許状の種類	所要資格	基礎資格		大学における最低修得単位数				
	専修免許状	修士の学位を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえ、修士課程において教科又は教職に関する科目を24単位修得する。					
高等学校教諭免許状	専修免許状	修士の学位を有すること。	免許法第五条別表第一に規定する高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。		免許法第五条別表第一に規定する高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は次の表の定めるところによる。			
			第一欄	第二欄	免許法施行規則に定める科目区分等			
			免許教科	教科に関する科目	科目	各科目に含める必要事項	単位数	左記に対応する開設授業科目
			国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学	国語	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等	2	○教職教育論 教職教育
			地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	2	比較教育学 教育学概論Ⅰ 教育人間学概論Ⅰ 教育心理学Ⅰ 教育心理学Ⅱ 教育心理学Ⅲ
			公民	「法学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	公民	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	発達教育論Ⅰ 発達教育論Ⅱ 比較教育制度論 教育社会学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅱ 教育学概論Ⅱ
			数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	数学	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法	2	民族と教育 同和・人権教育論（教職科目として修得すること）
			理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	教育課程及び指導法に関する科目	・特別活動の指導法	6	教育課程論Ⅰ 教育課程論Ⅱ 国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 地理歴史科教育法 公民科教育法 数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ ドイツ語科教育法Ⅰ ドイツ語科教育法Ⅱ フランス語科教育法Ⅰ フランス語科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 商業科教育法 工業科教育法 農業科教育法 中国語科教育法Ⅰ 中国語科教育法Ⅱ 宗教科教育法Ⅰ 宗教科教育法Ⅱ 水産科教育法 情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ
			保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	英語	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	○教育方法論 授業心理学Ⅰ 授業心理学Ⅱ
			英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	○生徒指導論 ○生徒指導の精神と具体的方策 ○教育相談
農業・工業 商業・水産 *情報	各教科の関係科目 職業指導	総合演習	・教職実践演習	2	○教職実践演習			
		教育実習	・教育実習Ⅱ	3	○教育実習Ⅱ			

◎ 上記以外の免許教科については、所属学部教務掛で確認してください。

◎ 中学校、高等学校の教諭の免許状を取得し、免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば、特別支援学校教諭（聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者に関する教育領域）の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へお問い合わせください。

◎ 発達教育論Ⅱは、特別支援学校教諭免許状の必修科目であるので、特別支援学校教諭免許状を申請した場合は、教職科目として使用できません。